

令和8年度 埼玉県福祉部社会福祉課 会計年度任用職員募集要項②

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

社会福祉課における事務分掌のうち援護恩給担当が担う以下の業務

- (1) 各種給付金支給法の施行に関すること
- (2) 特別弔慰金支給法の施行に関すること
- (3) 戦傷病者の援護に関すること
- (4) 戦没者追悼式等の慰霊事業に関すること
- (5) 戦没者遺族の援護に関すること
- (6) 旧軍人・軍属等の軍歴照会・恩給照会に関すること
- (7) 電子計算システム(援護システム)の操作業務に関すること
- (8) 各給付金・特別弔慰金等事務総括補佐に関すること
- (9) 北朝鮮による拉致問題に係る啓発活動に関すること
- (10) 中国等残留邦人及び特定配偶者の自立支援に関すること
- (11) 窓口業務に関すること(電話対応、受付対応等)
- (12) その他庶務、文書事務等の事務補助に関すること

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) Word、Excel、Power Point 等による基本的なパソコン操作が可能であること。
- (2) 行政機関において法令施行業務への従事経験があること。
- (3) 援護恩給行政について関心を持っており、かつ業務に積極的に従事する意欲があること。
- (4) 堅実に粘り強く業務に取り組めること。
- (5) 他の者と協調し、円滑なコミュニケーションが図れること。
- (6) 他の者と強調し、業務の進行においてリーダーシップをとることが出来ること。

4 採用予定者数

若干名

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

週4日又は5日で週29時間

例1(週5日の場合の例)

- ・ 月曜 午前9時00分～午後4時00分(6時間)
- ・ 火～金曜 午前9時00分～午後3時45分(5時間45分)

例2(週4日の場合の例)

- ・ 月～木曜 午前9時00分～午後5時15分(7時間15分)

※ 休憩時間:正午～午後1時(60分)

※ 勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

※業務により、週休日又は休日に勤務していただく場合は、別日に週休日又は代休を設けます。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:176,400～207,200円

(時間額:1,352～1,588円)

※報酬は学歴・経験等を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県福祉部社会福祉課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

(10)その他

採用後は、地方公務員法上の服務規定、懲戒処分等の規定が適用されます。

6 応募について

(1)現在、当課担当では会計年度任用職員応募①～④まで募集しており、最大2種まで応募が可能です(他課等が行っております募集への応募を妨げるものではありません)。

(2)応募は、令和8年2月3日(火曜日)【必着】までに、下記担当宛てに、写真を貼付した履歴書・身上書と職務経歴書を郵送又は持参して提出してください。

※持参される場合は、2月3日(火曜日)午後5時までに社会福祉課分室に提出ください。

(3)履歴書・身上書は、埼玉県ホームページから指定様式をダウンロードして作成ください。

(4)職務経歴書は、様式の指定はありません。

(5)提出は、郵送又は持参となります。 ※メールでの受付はいたしません。

(6)封筒の表面には「会計年度任用職員応募②」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(7)2種の応募を希望される場合は、封筒の表面には「会計年度任用職員応募①、②」と記載ください。

(8)履歴書右上の募集要項の記入欄に必ず、希望される①～④までの何れか、最大2種まで記載ください。

記載がない場合には、【応募意思なし】として、落選とさせていただきます。

第7号様式		募集要項	
履 歴 書		① に応募します	
ふりがな	(年 月 日)	男	写 真
氏名		女	① 縦40mm 横30mm ② 顔の中心から上 ③ 黒髪、黒髪以上 ④ 黒髪、黒髪以上 ⑤ 黒髪、黒髪以上 ⑥ 黒髪、黒髪以上
昭和・平成	年 月 日 生	答えたくない	

(9)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

(10)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。(※ただし、提出期限である令和8年2月3日(火曜日)については午後5時まで)

- (11)応募者多数の場合は、予告なく募集を締め切る場合がございます。
- (12)提出いただいた応募書類はすべて、落選の場合であっても当課の責任で廃棄処分いたしますので、お返しできかねます。

※ただし、応募期間中に限り、応募者から応募取り下げを希望された場合には、この限りではありません。

返却を希望される場合は、【8 応募書類の提出及び問い合わせ先】へ電話連絡の上、返信用封筒と以下の内容を記載した用紙(書式指定なし)を送付ください。

記載内容:①氏名、②住所、③連絡先、④応募を取り下げたい事由

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内または近隣の会場で令和8年2月中旬の実施を予定しております。日時及び場所については、令和8年2月上旬までに連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

令和8年2月末日までに、第二次審査の受験者全員に連絡いたします。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)

担当:福祉部 社会福祉課 援護恩給担当(庄司・内藤・麻場)

電話:048-830-3286(直通)

※ 電話での問い合わせ時間:午前9時から午後5時まで

Eメール: a3270-14@pref.saitama.lg.jp

※ Eメールで問い合わせされた場合は、回答は翌日以降になります。

御注意ください。